

国家公務員の 再就職等規制

公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために導入された、職員と元職員が必ず遵守しなければならない法律上のルールです。

1	再就職等規制の概要	1
2	あっせん規制 (他の職員・元職員の再就職依頼・情報提供等の規制)	2
3	求職活動規制 (在職中の利害関係企業等への求職の規制)	4
4	働きかけ規制 (再就職者による元職場への働きかけの規制)	7
5	実際に発生した違反の例	10
6	再就職情報の届出について	12
7	再就職の援助	14



1

再就職等規制の概要

1 あっせん規制

職員による営利企業等及びその子法人に対する再就職を目的とした他の役職員・元役職員の情報提供や再就職依頼を禁止

2 求職活動規制

利害関係のある営利企業等への在職中の求職活動を禁止

3 働きかけ規制

再就職者による離職前の在職組織への働きかけを禁止

働きかけを受けた職員に対する再就職等監察官への届出義務

規制対象となる「職員」とは

○一般職の国家公務員

※上記の職員であれば、育児休業等の休業中、研究休職等の休職中も規制対象。

※任期付職員や官民交流採用職員、再任用職員（短時間勤務の者も含む）も対象となるので要注意。

※非常勤職員（短時間勤務の再任用職員を除く）、臨時的職員、条件付採用期間中の職員は対象外。

営利企業等とは

○全ての営利企業（法人格の有無問わず）

○非営利法人（公益法人、一般法人、NPO法人等）

※国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人、非営利非法人団体（自治会、趣味のサークルなど）は含まれません。

子法人とは

○営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人など

再就職等規制における「再就職」とは

○常勤・非常勤の別、報酬の有無を問わず、役員をはじめ、顧問・参与・嘱託等も含む当該営利企業等の組織内のいずれかの地位に就くこと（雇用契約に基づくものだけでなく、委任契約、業務委託などでも含まれる場合があります）

2

あっせん規制

(他の役職員・元役職員の再就職依頼・情報提供等の規制)

現職の職員が営利企業等に対し、

①他の役職員・元役職員を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として、

(1) 当該職員・元職員に関する情報を提供すること

(2) 地位に関する情報提供を依頼すること

②他の職員・元職員を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させるよう要求又は依頼すること

は禁止されています。

※いわゆる現役出向させることを目的として行う場合などは対象外。

禁止される情報提供・情報提供依頼の例

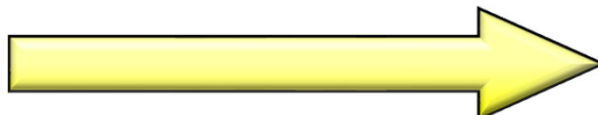
- 他の役職員・元役職員の氏名、職歴、退職時期、連絡先、人柄、特定の業界に再就職する意向、仕事上の評価の提供
- 営利企業等のポストの職務内容、待遇、空き状況等の求人情報の提供依頼

【規制の対象となる言動例】

何度もお願いしてすみません。どうしてもどなたか元職員の方を雇用したいので紹介してもらえませんか。



営利企業等



仕方ないですね、分かりました。Aさんという者がいますよ。(人材がいなくて困っているようだし、聞かれて答えただけなので大丈夫だろう。)



職員



Q & A

Q 1.

営利企業等側からの依頼により、他の職員・元職員の情報を提供した場合は、規制違反となりますか。

A 1.

はい。営利企業等側からの依頼に応じたものであっても、職員が、営利企業等の地位に就かせることを目的として、他の職員・元職員の情報を提供する場合は、規制違反となります。その際、情報を提供した職員の従事する業務内容や、他の職員・元職員の所属する府省との異同にかかわらず、この規制は適用されます。

また、部下のこのような行為について上司が監督責任を問われる場合もあります。

Q 2.

第三者に他の職員・元職員の情報を提供した場合は、規制違反となりますか。

A 2.

場合によっては規制違反となります。例えば、第三者に提供した情報が、営利企業等に提供され他の職員・元職員の再就職につながり得ることを認識していた場合（A 4を参照のこと。）には、その情報が当該第三者から営利企業等に提供されたときに規制違反となります。

Q 3.

退職する職員に関係する人事異動情報を外部へ情報提供することは、規制違反となりますか。

A 3.

再就職させる目的をもって提供した場合には規制違反となります。業務上の必要性もなく退職する職員に関係する人事異動情報を発令前に外部へ提供することは、再就職等規制違反行為という疑念を招くこととなりますので、提供しないようにしてください。

Q 4.

「再就職させる目的」についてはどのように判断されるのですか。

A 4.

この場合の目的については、職員が他の職員・元職員を再就職させようという積極的な意図、意欲まで必要ではなく、他の職員・元職員の再就職につながるであろうことを認識し、認容していれば足りるものです。また、「再就職させる目的」には、特定の個人を再就職させる目的である必要はなく、他の職員・元職員の誰かを再就職させる目的があれば足りると思っています。

Q 5

元職員から、本人の退職後の連絡先を渡され、かつ、外部から照会があれば教えてよいと指示されましたが、外部からの照会に対してこの連絡先を教えてよいですか。

A 5.

場合によっては規制違反となります。例えば、外部からの照会が当該元職員の再就職につながる可能性があることを認識していた場合には、連絡先を教えることは規制違反になります。

元職員の連絡先について外部から照会があった場合には、再就職に関するものではないことを確認の上、照会者の連絡先を元職員に伝え、連絡するかどうかは元職員に委ねるなどの対応を取るようしてください。

3

求職活動規制

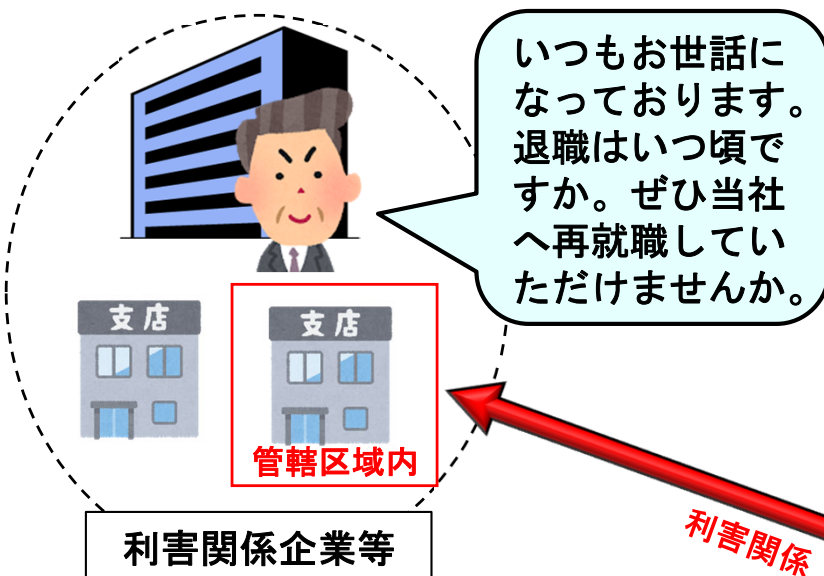
(在職中の利害関係企業等への求職の規制)

現職の職員が利害関係企業等に対して、

- ①当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、
 - (1) 自己に関する情報を提供すること
 - (2) 地位に関する情報の提供を依頼すること
- ②再就職することを要求又は約束することは禁止されています。

※いわゆる現役出向に当たって行う場合、本省係長級以下（例：行政職（一）4級以下）の職員が行う場合、再就職等監視委員会の承認を受けた場合などは対象外。

【規制の対象となる言動例】



利害関係企業等

職務として携わる（※）、以下の7つの事務のいずれかの相手方の営利企業等

- 許認可等
- 補助金等
- 検査等
- 不利益処分
- 行政指導
- 契約
- 犯罪の捜査

※これらに関連する一連の事務も含む。

利害関係

(注) 職員の職務の管轄区域内に利害関係がある営利企業等の事業所・支店があれば、管轄区域外にある当該営利企業等の事業所・支店も利害関係企業等となる

退職は3月です。
ぜひお願いします。

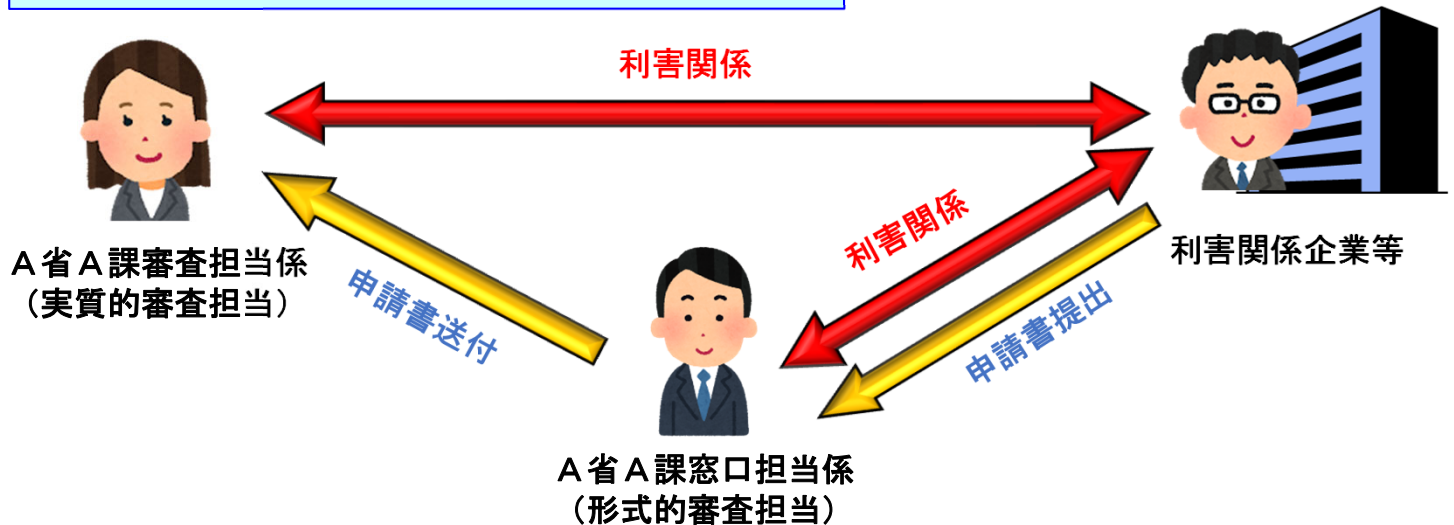


現職の職員

(※) 職務との利害関係の有無については、決裁や事務処理等への直接的な関与の有無のみで判断せず、法令等で定められた各官職の所掌事務を基本として、決裁や事務処理等に関わった他の職員に対する指揮命令権限なども考慮し、当該職員が事務に携わる立場にあるかどうかにより判断します。

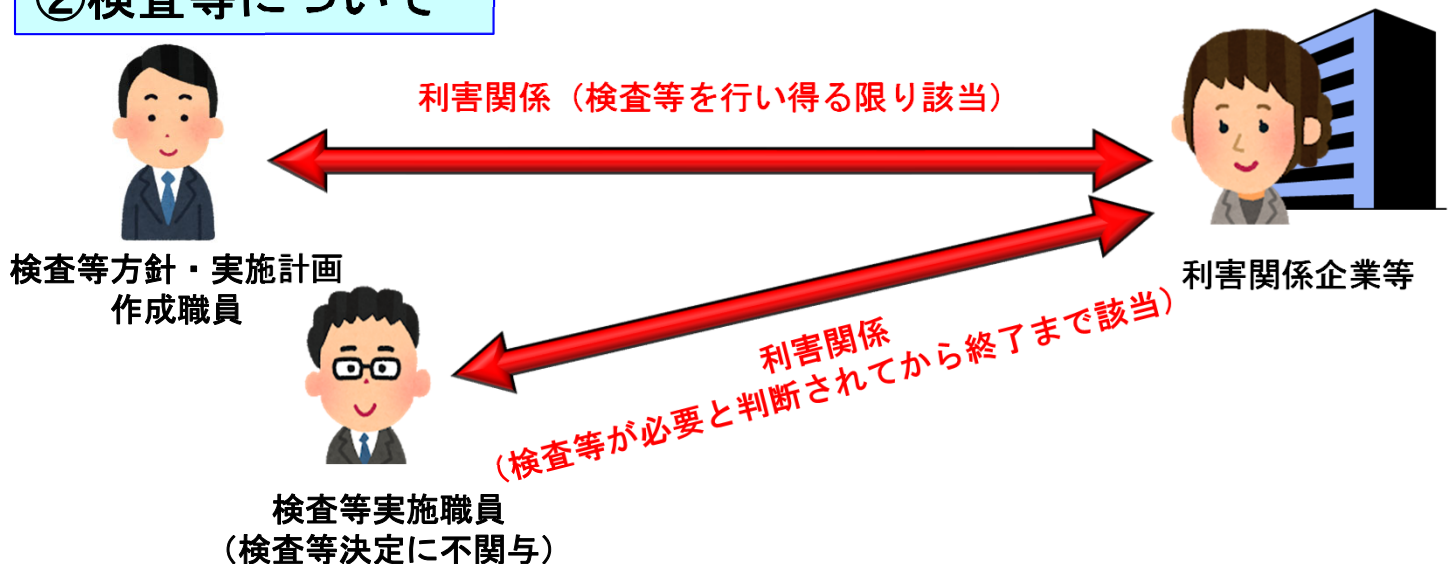
注意すべき利害関係について（例）

① 許認可等の一連の事務について



○「許認可等の事務」には、許認可等に関する一連の事務が該当するため、例えば、申請書受付時の形式審査から行政庁の許認可等の諾否の応答までが該当します。よって、実質的な審査を担当する職員はもちろん、形式的な審査を担当した職員にとっても当該申請を行った営利企業等は「利害関係企業等」に該当します（窓口担当係が地方支分部局の職員の場合でも同様です）。

② 検査等について



○検査等の方針・実施計画の作成等や、検査等を行う相手先の決定に関わる職員については、現に検査等を行っているか否か、行おうとしているか否かにかかわらず、法令上検査等の対象となり得る営利企業等は全て利害関係企業等となります（誤解が多いポイントです）。

検査等を行うのみで、検査等の方針作成などに関わらない職員については、検査等を行おうとしていることが明らかとなってから検査等が終了するまでの間、相手方の営利企業等は「利害関係企業等」に該当します。

※「明らか」とは、決裁が未了であっても所管課内での方向性が固まった段階で該当します。

☆ 求職しようとする営利企業等が利害関係企業等に該当するか否か少しでも判断に迷う場合は、必ず、求職活動をする前に、所属する府省等の人事当局に相談してください。

Q & A

Q 1

職務との利害関係の有無はどの時点で判断するのですか。

A 1

職務との利害関係は、離職時における職務ではなく、職員が求職活動を行う時点の職務で判断します。したがって、求職活動中に人事異動があれば、異動後の職務についてもあらためて利害関係の有無を判断します。

Q 2

前職が営利企業等勤務で、任期付職員として採用され、任期満了後に元いた営利企業等に戻る場合、規制の対象となりますか。

A 2

前職の時点で任期満了後に復職することを約束してから任期付職員として採用された場合は、任期付職員である間に当該約束に変更が生じなかったときには規制の対象になりません。

復職の約束をしないまま任期付職員となり、任期付職員在職中に、元いた営利企業等に求職活動を行う場合は対象となります。

Q 3

自らが直接に利害関係企業等に情報提供するのではなく、知人を介して情報提供することは可能ですか。

A 3

いいえ。自らが直接に利害関係企業等に情報提供しなくても、知人に提供した情報が、自らの再就職を目的として利害関係企業等に提供されることを認識していた場合には、その情報が利害関係企業等に提供されたときに規制違反となります。

Q 4

現職中にハローワークや転職サイト等を利用して、求人情報を収集する行為や求職者として登録する行為は規制されますか。

A 4

単に求人情報を閲覧・収集する行為については規制されません。

ただし、求職者として登録した自身の情報が、ハローワークや転職サイト等を通じて利害関係企業等に伝わった場合は、その時点で規制違反となる可能性があります。なお、利害関係がない企業等に対して、現職中に求職活動を行うことは規制されていません。

Q 5

利害関係企業等に対する求職は、公募であれば可能ですか。

A 5

公募であっても規制の対象となりますので、応募する前に再就職等監視委員会の承認を得る必要があります。

Q 6

国家公務員倫理規程に基づく所属府省庁の訓令等で、利害関係が潜在的なものにとどまる者とされている場合、再就職等規制においても利害関係企業等に当たることはないですか。

A 6

いいえ。国家公務員倫理規程と再就職等規制は制度が異なるため、倫理規程では利害関係がない場合でも、再就職等規制では利害関係企業等に該当することがありますので、注意してください。

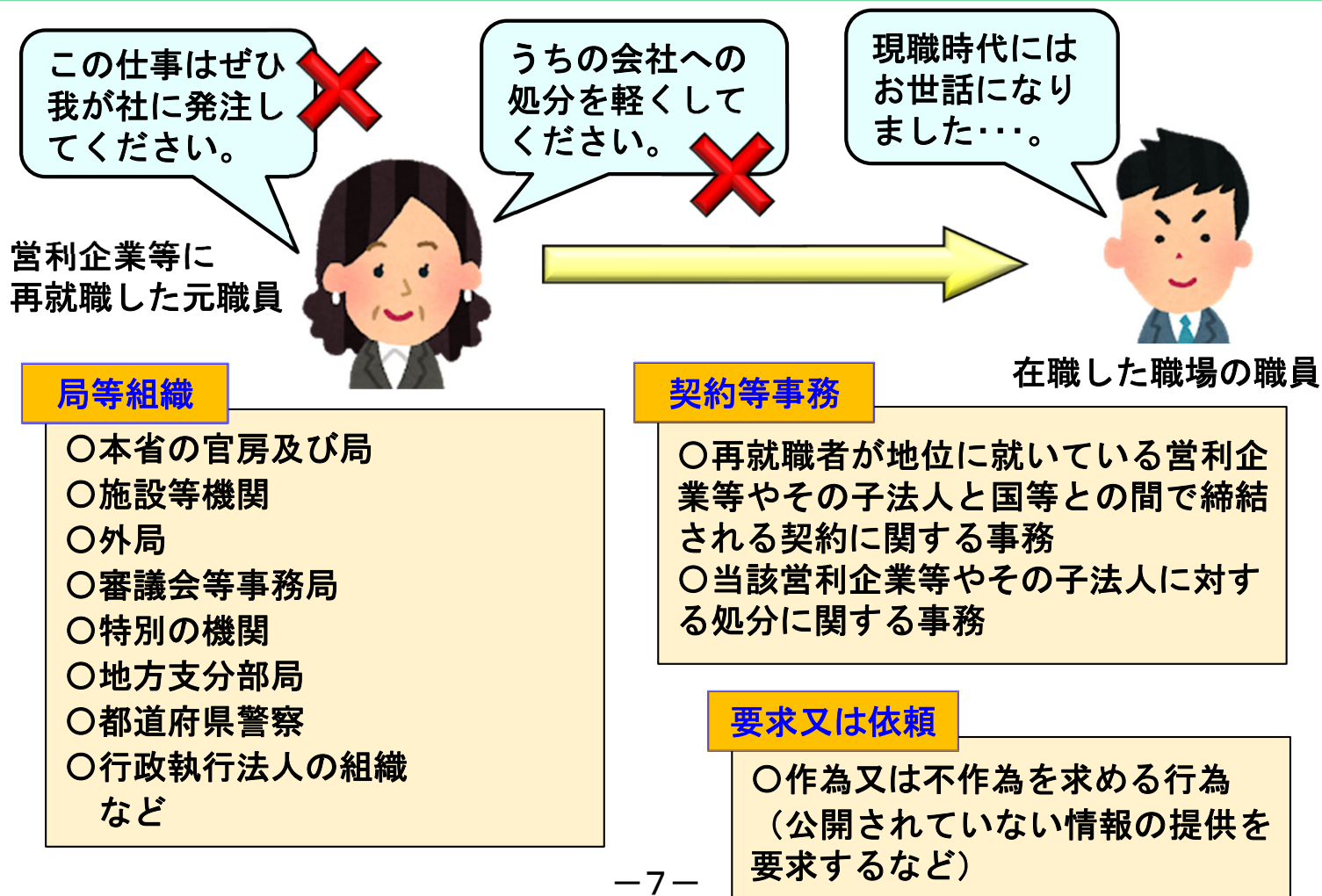
4

働きかけ規制

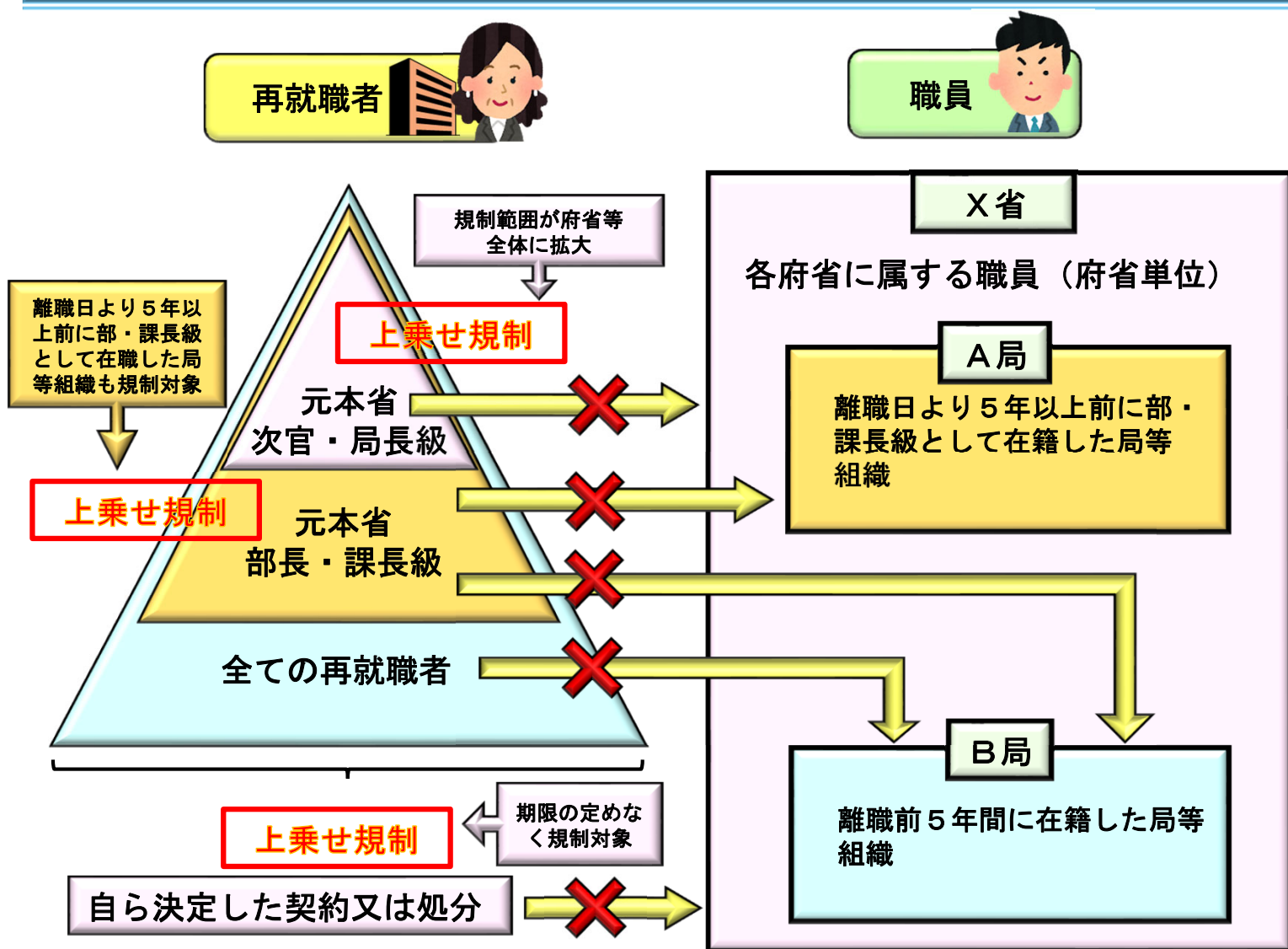
(再就職者による元職場への働きかけの規制)

- ①退職して営利企業等に再就職した元職員（いわゆる現役出向者を除く。）が、**離職前5年間**に在職していた**局等組織**の職員に対し、離職前5年間の職務に属する**契約等事務**（再就職先又はその子法人に係るものに限る。以下同じ。）に関し、**離職後2年間**、職務上の行為をする（しない）ように、**要求又は依頼**することは禁止されています。
- ②在職中に就いていたポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲は異なります（次ページ参照）。
- ③これらに違反する働きかけを受けた**現職の職員**は、再就職等監察官に**届け出**なければなりません。（**届出を行わなかった場合は、懲戒処分の対象になります。**）

※ 契約締結のために必要な場合や契約に基づく権利行使・義務履行、法令に基づく申請・届出を行う場合、再就職等監視委員会の承認を受けた場合などは対象外。



再就職者による元職場への働きかけの規制のイメージ図



自ら決定した契約又は処分

最終決裁者として

- ・ 締結について決定した契約
- ・ 決定した処分

※担当者や事務への関与者、合議部局の決裁者等は含まれません。

再就職者から働きかけを受けた場合



遅滞なく、直接再就職等監察官へ届け出る義務があります。

Q & A

Q 1.

契約や処分に関する働きかけであれば、不正な行為を求めるものではない働きかけでも禁止されるのですか。

A 1.

はい。不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されています。したがって、このような働きかけであっても、受けた職員は再就職等監察官に届け出なければなりません（Q 5 参照）。なお、職務上不正な行為を働きかけた（又は相当な行為をしないように働きかけた）再就職者は、刑事罰（1 年以下の拘禁刑又は50 万円以下の罰金）の対象になります。

Q 2.

かつて在職していた府省との間で、既に再就職先の営利企業等が締結した契約に基づき代金の支払を請求したり、府省から委託を受けている調査事務について打合せをしたりすることなども禁止されているのですか。

A 2.

いいえ。再就職者による元職場への働きかけの規制の例外として、契約に基づく権利の行使や行政庁からの委託を受けた事務の実施に必要な場合などに働きかけを行うことは認められています。

Q 3.

規制の例外として再就職等監視委員会が承認するのは、どのような場合ですか。

A 3.

公務の公正性の確保に支障が生じない場合として、再就職者が働きかけを行う現職職員の職務が、「電気、ガス若しくは水道水の供給又はNHKによる放送の役務の給付」を受ける契約に関するものや、その他職員の裁量の余地が少ないものである場合に、承認できることとされています。

Q 4.

働きかけ規制の上乗せ規制となる本府省部長・課長級のポストは、地方支分部局の本府省部長・課長級に相当するポストも対象となるのですか。

A 4.

いいえ。地方支分部局における本府省部長・課長級に相当するポストは、上乗せの対象となりません。

Q 5.

再就職した元職員から働きかけを受けた場合はどうしたらよいですか。

A 5.

再就職等監視委員会事務局までご連絡の上、再就職等監察官宛に届け出てください。届出様式は、当委員会ホームページからダウンロードできます。なお、届出を行う必要があるかどうか迷った場合など、不明な点があるときは、所属府省等の人事当局又は当委員会事務局に相談してください。

5

実際に発生した違反の例

○あっせん規制違反の例（ (P. 2) 関係）

（他の職員・元職員の再就職依頼・情報提供等規制違反）

①情報の提供行為



職員

私の後任にA省の方を考えているのですが、A省元職員で適任者を紹介してくれませんか？

Bさんなら職務経歴も人柄もぴったりだと思いますよ。



営利企業等



②情報の提供行為



職員

元職員の履歴書



他省職員

元職員の履歴書



営利企業等

元職員の再就職につながることを認識しつつ、他省職員を介して元職員の履歴書等の提供等を行い、その結果、他省職員から営利企業等へ当該元職員の情報が伝わりました。
 （なお、他省職員の行為も違反となる情報提供行為に当たります。）

③情報の提供行為



職員

そちらの元職員のAさんを雇用したいと考えています。Aさんは今どうされているかご存知ですか。

Aさんは前職を退任したと言っていましたので、今は仕事がないと思いますよ。



営利企業等



違反認定は、個々の事案ごとに、事実経過全体を踏まえて行われます。

○求職活動規制違反の例 (3 (P. 4) 関係)

(在職中の利害関係企業等への求職規制違反)

①自己の情報の提供行為、再就職要求行為



職員

「もうすぐ定年退職」、「これが最後の仕事」などと告げ、再就職の誘いを誘発

再就職の誘い

異動により利害関係が無くなる事実及び時期を伝え、企業トップとの面会を要求



利害関係企業等

②情報の提供依頼行為



職員

そちらの給料がいくら教えてください。

どんなポストがあり、勤務日数はどれくらいでしょうか。



利害関係企業等

○働きかけ規制違反の例 (4 (P. 7) 関係)

(再就職者による元の職場への依頼等の規制違反)

職務上の行為の要求



営利企業等に
再就職した元職員

現在公告されている入札に参加しているが、この入札に関する秘密情報を教えてほしい。



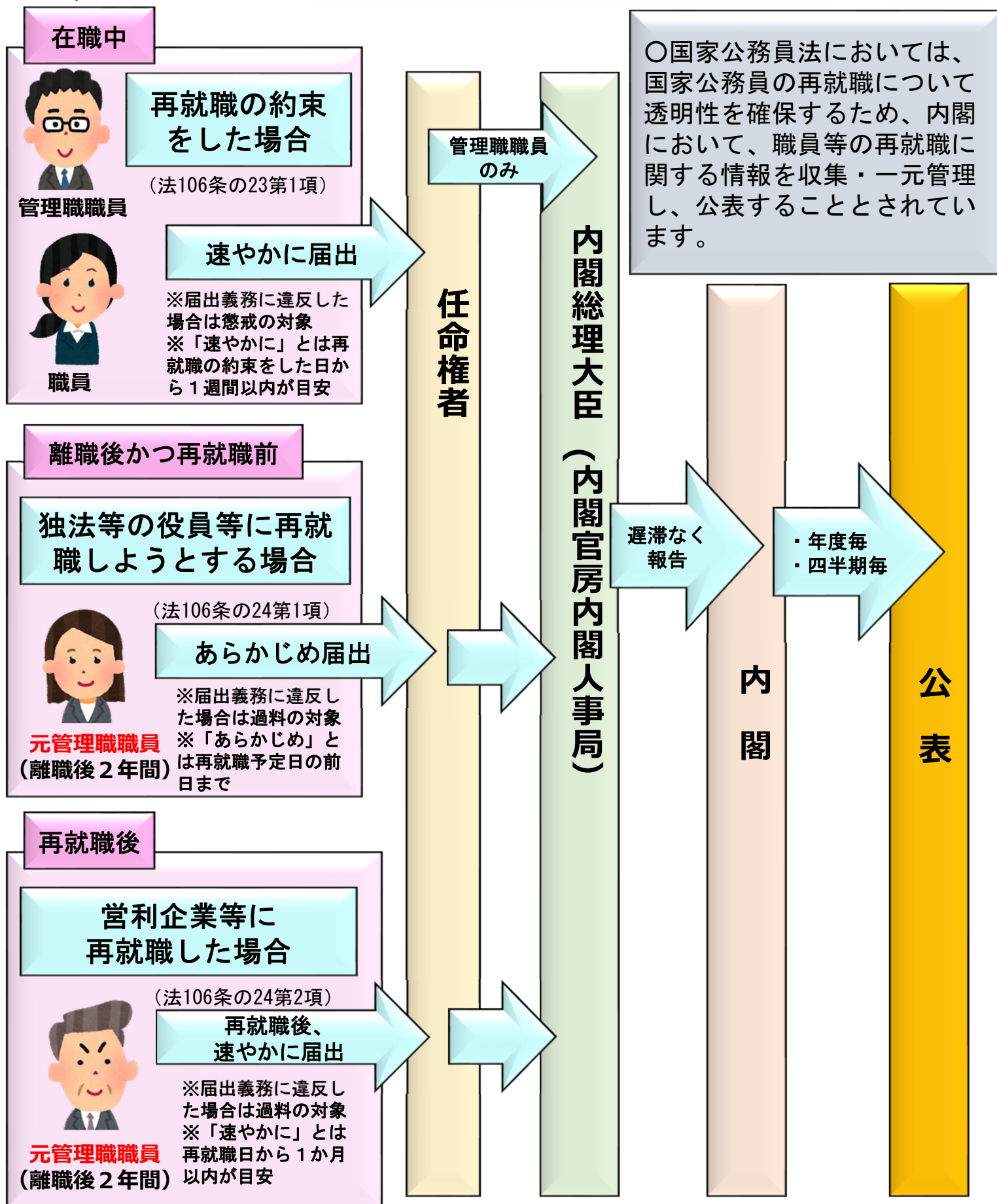
職員

離職後2年以内に、離職前5年間に在職していた局等組織の職員に対して、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、職務上不正な行為をするように要求したものです。

⚠ 違反認定は、個々の事案ごとに、事実経過全体を踏まえて行われます。

6

再就職情報の届出について



※ 届出が必要か判断に迷う等の場合は、まずは、所属する府省等の人事担当部局に相談してください。

Q & A

Q 1.

役職定年による降任等で離職時には管理職職員ではない場合や、定年までに管理職職員であった者が管理職職員でない再任用職員を経て離職して再就職した場合は届出が必要ですか。

また、定年までに管理職職員であった者が、管理職職員である再任用職員を経て離職・再就職した場合はどうですか。

A 1.

一度でも管理職職員であったことがあれば、離職後2年間は届出が必要です。

なお、定年までに管理職職員であった者が管理職職員でない再任用職員（暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員・定年前再任用短時間勤務職員）を経て離職した場合、定年退職後2年間は届出の必要な期間になります。

また、再任用職員の期間に一度でも管理職職員であった場合には、再任用からの離職後2年間の再就職についても、届出が必要となります。

Q 2.

離職後に2回以上再就職する場合や、法人Aと同時に関連法人Bの地位も兼務する場合は届出は必要ですか。

A 2.

離職後2年間に複数回再就職する場合も基本的に全て届出が必要です。また、法人A、法人B両方への再就職についても、それぞれ届出が必要です。

Q 3.

従業員として再就職した法人の中で、役員に地位が変わった場合は届出は必要ですか。

A 3.

離職後2年間のうちに、雇用契約や委任契約を新たに締結して、再度同じ法人の他の地位に就くこととなった場合は、新たに届出が必要です。

Q 4.

離職後に、国や地方公共団体に再就職する場合は届出は必要ですか。

A 4.

以下の場合を除き、届出が必要です。

- ・ 任命権者の要請に応じ特別職国家公務員や地方公務員になる場合
- ・ 再任用職員となる場合
- ・ 出身府省の顧問等になる場合

Q 5.

営利企業等の正規職員以外の地位（顧問、非常勤役員、パートなど）に就く場合でも届出は必要ですか。また、フリーランスとして活動する場合はどうですか。

A 5.

営利企業の場合、正規職員以外の地位への再就職でも届出が必要です。営利企業以外の団体の地位に就く場合やフリーランスの場合は、報酬の額が一年間で103万円（令和7年4月時点）を超える見込みであれば、届出が必要です。

Q 6.

営利企業等から任期付の管理職職員となった後、離職して営利企業等に再就職した場合は届出は必要ですか。

A 6.

はい。任期付の管理職職員となる前に所属していた営利企業等に再就職する場合を含めて、届出が原則必要です。

7

再就職の援助

～官民人材交流センターが行う3つの援助～

① 官民ジョブサイト（求人・求職者情報提供事業）

45歳以上の国家公務員が再就職に利用できる求人情報サイト（**官民ジョブサイト**）を運営しています。

（⇒https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html）

※ 45歳以上の**国家公務員向けの求人のみ**掲載しています。

※ 東京に限らず**全国の求人**が掲載されています。

※ 再就職規制に抵触しないよう、求人企業との利害関係の有無の**確認が行われるので安心**です。

※ 離職時期は未定だけど、とりあえず求人を見たいという方も歓迎です。

※ 職員の登録情報を利用した企業・団体からのスカウト機能もあります。

② 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図ることを目的として創設された**45歳以上の職員を対象**とした早期退職募集制度の施行に併せ、**民間の再就職支援会社を活用**したキャリアコンサルティング、各種セミナーの開催、再就職先の紹介・マッチング等再就職支援を実施しています。

※官民人材交流センターは、個別の再就職支援業務に直接関与していません。

③ 再就職準備セミナー

主に40歳代以降の職員を対象に、自らの今後の職業生活、定年退職等による退職後のライフプランやキャリア選択を考えるに当たって、民間企業等への再就職や独立起業に関する知識等を付与し、今後の職業生活を考え、将来への不安の解消を図り、職務に専念させることを目的として、民間企業等への再就職についての事例やキャリアチェンジの考え方等についてのセミナーを実施しています。

詳細は、内閣府官民人材交流センターまでお問合せください。

TEL：03-6268-7675

～違反情報をお寄せください～

①秘密を厳守します

ご提供いただいた情報は大切に取り扱い、情報提供者の秘密を守ります。
情報提供者の氏名等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」による保護の対象となるとともに、「国家公務員法」による職員の守秘義務により外部に漏洩することのないよう、守られています。ご提供いただいた情報に基づき調査を行う際にも細心の注意を払い、情報提供者が所属組織や調査先などに特定されることのないよう万全を期しておりますので、ご安心ください。

②匿名でも構いません

ただし、違反行為の認定のためには、ご提供いただいた情報を、より詳細に確認させていただくことが必要な場合もあります。可能な限り、ご連絡先をお知らせいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

③ご提供いただきたい情報

ご提供された情報は、当委員会が調査等を行う場合の資料として活用させていただいております。事実関係を的確に把握し適切な処理ができるよう、可能な範囲で、具体的な情報（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのような方法で、何をしたか、など）の提供をお願いいたします。また、参考となる資料をお持ちの場合、投書での情報提供の場合は当該資料を併せて送付して下さい。メールフォームでの情報提供の場合は送付先をご連絡いたしますので、メールアドレスの入力をお願いいたします。なお、裁判官などの特別職や地方公務員の再就職、再就職等規制違反以外の行為については、当委員会では対応することはできませんので、ご了承ください。

④結果をお伝えします（ご連絡先を教えてください）

【受付窓口】

- ・電話での情報提供：0120-344954（フリーダイヤル）、03-6268-7660から7668、7681
- ・投書での情報提供：内閣府 再就職等監視委員会 再就職等監察官宛
〒100-0004 千代田区大手町1丁目3番3号大手町合同庁舎3号館
- ・メールフォームでの情報提供：<https://form.cao.go.jp/kanshi/opinion-0003.html>

【内閣府 再就職等監視委員会】

- 国家公務員法に基づき、中立・公正な第三者機関として内閣府に設置されています。
- 委員長1名、委員4名で構成。独立して職権を行使しています。
- 国家公務員の再就職等規制に関する調査や規制の例外承認に関する業務などを行っています。



内閣府 再就職等監視委員会事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3

TEL：03-6268-7660～7668, 7681（直通）

URL：<https://www5.cao.go.jp/kanshi/>

